

報道関係各位

件 名 埼玉県の緊急事態措置に対する飯能市の対応について

4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が国から発出されたことを受け、埼玉県知事から県全域に対して、5月6日までの間、緊急事態措置が示されました。

本市では、市民のみなさまの命と健康を守ることを最優先に、「埼玉県の緊急事態措置に対する飯能市の基本方針」を定め、感染拡大防止に取り組むとともに、社会機能を維持するために必要なサービスの提供に努めてまいります。

また、市長から市民のみなさまへメッセージを発信しましたので、併せてお知らせいたします。

詳細については、別紙のとおりです。

<別紙>

- ・別紙1 埼玉県の緊急事態措置に対する飯能市の基本方針
- ・別紙2 市民に対する不要不急の外出自粛の周知について
- ・別紙3 市主催イベント等への対応について
- ・別紙4 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市内公立幼稚園・小中学校の臨時休業等について
- ・別紙5 保育所等における対応について
- ・別紙6 新型コロナウイルス感染症対策に伴う5月6日（水）までの飯能市の対応について
- ・別紙7 飯能市新型コロナウイルス感染症に関する「問い合わせ・相談窓口」の開設について
- ・別紙8 新型コロナウイルス感染症に伴う感染予防対策について
- ・別紙9 「緊急事態宣言」に伴う市長メッセージ

担当者 危機管理室長 井竹 信喜
連絡先 TEL042-973-2723（直通）